
第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織

1. 荒尾市防災会議

荒尾市防災会議とは、災害対策基本法第16条の規定に基づき、指定された関係機関・団体から市長が委嘱する者等で組織されており、市長の諮問に応じて、地域防災計画の作成や地域に係る防災に関する重要事項の審議を行う組織である。

細部は、「荒尾市防災会議条例」による。

2. 災害対策本部等

災害対策本部等とは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、荒尾市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに設置される災害対策本部と迅速かつ着実な災害応急措置を推進するため、予想される災害に応じて開設される災害警戒活動、災害警戒本部を総称したものであり、本部長の意思決定を補佐するとともに、災害対応を的確に行うものである。

3. 防災対策連絡会議

防災対策連絡会議とは、防災に関する関係機関・団体等の実務者レベルで構成された組織であり、平時において、荒尾市地域防災計画書や各種マニュアルの作成、総合防災訓練の計画策定時など防災に係る主要な結節時に会議を開催し、意見等を聴取して、より実効性ある計画や訓練の実施に資するとともに、会議や訓練を通じ災害発生時に有効となる連携を図るなど本市の災害対策のための基盤となる組織である。

4. 防災組織との連携

荒尾市の地域に災害が発生するおそれ、又は災害が発生した場合は、荒尾市災害対策本部と荒尾市防災会議を構成する関係機関等は市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進のため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

5. 地域防災代表者会議

地域防災代表者会議とは、自主防災組織連絡協議会、消防署、消防団、防災士などの地域の防災に関わる団体の代表者が一同に会し、平時の訓練や災害時の活動について協議する組織である。

第2節 災害対策本部等

災害が発生するおそれ、又は災害が発生した場合における災害応急措置を迅速かつ着実に推進するため、災害対策本部等を開設する。この際、防災関係機関及び市の各部課長等は、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し、活動し得るよう、あらかじめ体制を定めて所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう日頃の確認に努める等、速やかな体制の確立に万全を期する。

1. 災害警戒活動

継続的な情報収集や軽微な対応のため必要があると認めるときは、防災担当課（防災安全課）長の判断により、担当職員等は災害警戒活動を行う。

体制移行の基準	・ 気象業務法に基づく災害に関する注意報が発表され、災害の前兆現象が確認されるなど警戒が必要になったとき ・ 自主避難のため、常時開設（市役所）以外の第一次指定避難所を開設した場合
移行の判断	防災担当課（防災安全課）長
体制	○防災安全課内：1～2名基準 ※ただし、消防団担当者を除く。 ・ 各種情報の収集・伝達及び連絡ができる体制 ・ 体制移行に関する助言ができる体制
開設時期	防災安全課長の判断による
行うべき事務	・ 防災関係部署に迅速に連絡が取れる体制づくり（待機要請等） ・ 防災関係機関に迅速に連絡が取れる体制づくり ・ 県（玉名地域振興局）と連携 ・ 住民への情報提供 ・ 気象情報収集 ・ 災害情報収集 ・ 巡回警ら ・ 資料のとりまとめ

2. 災害警戒本部の設置

- (1) 災害警戒活動により、又は次の基準に基づき警戒本部の設置の必要があると認めるときは、防災担当課（防災安全課）長の判断により、担当職員を参集し、災害警戒本部活動を行う。設置した場合は、「荒尾市災害警戒本部」の標識を掲示する。

体制移行の基準	・ 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき ・ 荒尾市観測局において震度4の地震を観測したとき ・ 玉名市観測局において長周期地震動階級3が発表されたとき ・ 津波注意報が発表されたとき ・ 自主避難所を開設し、職員を配置したとき ・ 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき
移行の判断	防災担当課（防災安全課）長
体 制	○ 防災安全課内：2～3名基準 ※ただし、消防団担当者を除く。 ・ 被害状況の把握、情報の分析及び伝達ができる体制 ・ 体制移行に関する助言ができる体制 【体制の強化】 防災安全課長の判断により、災害対策本部の組織に準じた下記の関係部署を参集し体制を強化して初期応急対策の体制をとる。 災害現場の確認、巡回警ら等が必要な場合は関係部署の参集により体制を整え活動を行う *各部署のマニュアルによる 【総務対策部】総務班…動員、行政協力員 秘書班…秘書業務、広報班…広報活動 【保健福祉対策部】福祉班…災害時要支援者対策 【建設農水対策部】土木班…道路管理、河川管理等 農林水産班…農林災害対策等 【上下水道対策部】上下水道班…施設対応等 各部署で管理等を行っている施設に関するものは各課マニュアルに基づき被害状況の確認、情報提供等の対応を行う。
開設時期	防災安全課長の判断による
行うべき事務	・ 防災関係部署・機関との連絡、連携、情報共有 ・ 県（玉名地域振興局）と連携 ・ 住民への情報提供 ・ 気象情報、災害情報収集 ・ 巡回警ら ・ 資料のとりまとめ
解散等時期	・ 気象業務法に基づく災害に関する警報がすべて注意報に切り替わるもしくはすべて解除になったとき ・ 予想された災害の危険が解消したと認めるとき ・ 自主避難所の職員がすべて撤収したとき ・ 災害対策本部へ移行したとき

- (2) 職員は、各部署で定められたマニュアルに基づいた配備体制を把握し、自らの判断で災害対応が必要だと判断した場合又は、参集の連絡があった場合は、速やかに登庁し対応する。

3. 災害対策本部の設置

- (1) 災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図る必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。設置した場合は、「荒尾市災害対策本部」の標識を掲示する。

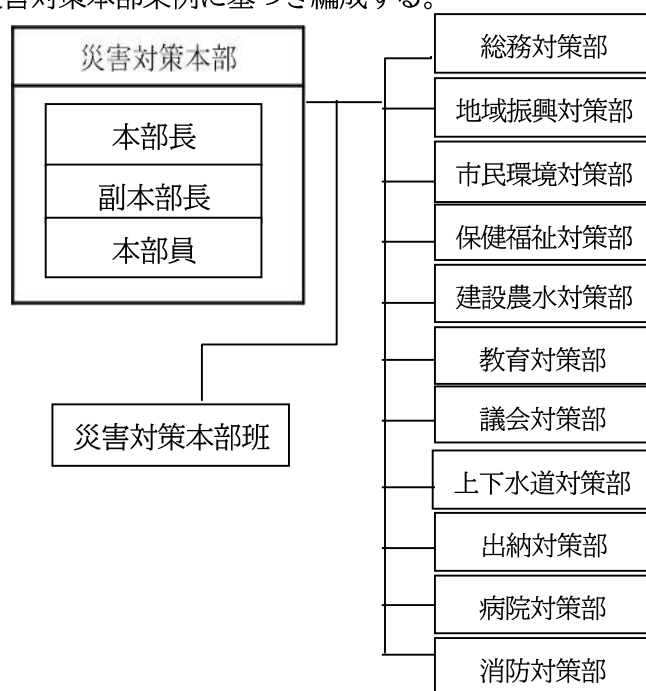
＊ 災害対策基本法第23条の2及び荒尾市災害対策本部条例による

体制移行の基準		・災害警戒本部より、強化した対応が必要なとき ・局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき ・災害の規模が相当に拡大するおそれがあるとき ・大規模な災害が発生し又はそのおそれがあるとき ・特別警報が発表されたとき
移行の判断		市長 市長が不在の場合 第一順位：副市長、第二順位：総務部長
体制		災害の状況に応じて下記の第一～第三配備体制を構築し活動を行う
第一配備	配備基準	・大雨、洪水、暴風等の警報が発表され災害の発生が予想されるとき。 ・荒尾市観測局において震度5弱又は5強を観測したとき。 ・玉名市観測局において長周期地震動階級4が発表されたとき ・「大津波」又は「津波」の警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。
	配備体制	・県及び防災関係機関との連絡及び調整ができる体制とする。 ・特に関係ある部課で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 その際、災害の規模や予測される被害等の状況から情報収集の体制で対応できる場合は、第1配備（警戒）とし、災害警戒本部に準じた体制とする。なお、必要に応じ関係する部署に動員をかける。 ・第二配備に移行し得る体制とする。
第二配備	配備基準	・大雨、洪水、暴風等の警報が発表され災害発生のおそれがあるとき。 ・局地的な災害が発生し被害が拡大のおそれがあるとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。
	配備体制	・県及び防災関係機関との連絡及び調整ができる体制とする。 ・特に関係ある部課の所要人員で情報収集連絡活動及び応急措置を実施し得る体制をとる。 ・第三配備に直ちに切替え得る体制とする。
第三配備	配備基準	・大雨、洪水、暴風等の特別警報が発表されたとき。 ・全域にわたって風水害の発生するおそれがあり、又は被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 ・荒尾市観測局において震度6弱又は6強を観測したとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。
	配備体制	・第二配備体制での対応が困難で、災害対策本部に関係ある職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。
行うべき事務（共通）		・災害警戒本部同様の災害対応 ・災害対策基本法第23条の2第4項に掲げる事務
設置場所		・災害による建物の安全を確保したうえで、市役所本庁舎とし、災害対策本部班である防災安全課において、その庶務を行うことを基本とする。

	・大規模災害等広域応援部隊の派遣や避難者の増加により対応が拡大した場合は、会議室に本部を設置し情報の一元化を図る。
代替施設	災害により本庁舎が建物損壊等で使用できず本部機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により災害対策本部を移設する。なお、移設する代替施設については、災害による影響、施設の利用状況を考慮して選定する。細部は、業務継続計画による。 第一候補地：荒尾総合文化センター ＊参考：荒尾警察署の代替施設：荒尾総合文化センター（協定）
周知	災害対策本部を設置した場合は、関係機関に通知する。また、解散も同様に対応する。なお、一般地域住民に対しては必要に応じて周知を図る。

(2) 災害対策本部の編成

荒尾市災害対策本部条例に基づき編成する。



災害対策本部長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する
災害対策副本部長	災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
災害対策本部員	災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する
災害対策本部班	災害対策本部の庶務を処理する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「荒尾市災害対策本部の組織図」に示す。

(3) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「荒尾市災害対策本部の事務分掌」のとおり。なお、災害による被害の状況に応じて、災害対策本部で協議のうえ、本部長の命により変更されることがある。

○荒尾市災害対策本部の組織図

荒尾市災害対策本部	
本部長：市長	副本部長：副市長
本部員 教育長、企業管理者、病院事務部長、総務部長、地域振興部長、市民環境部長、保健福祉部長、建設農水部長、議会事務局長、荒尾消防署長	

災害対策本部班（防災安全課）
 災害対策本部予備班（くらしいきいき課）
 ※状況により、各課からの差出により対応班（※1）又は、P T（※2）を編成

総務対策部 【総務部】	秘書班（秘書課）、広報班（総合政策課） 財政班（財政課・契約検査室） 総務班（総務課）、情報班（情報推進室） 総務対策予備班（総合政策課、行革・D X推進係、人権啓発推進室）
地域振興対策部 【地域振興部】	商工班（産業振興課）、 観光文化班（観光文化交流課） 地域振興対策予備班（スマートシティ推進室）
市民環境対策部 【市民環境部】	地区調査班（市民課、税務課、収納課） 環境保全班（環境保全課）
保健福祉対策部 【保健福祉部】	福祉班（福祉課、子育て支援課）、 衛生班（すこやか未来課、保険介護課） 保健福祉対策予備班（監査委員事務局）
建設農水対策部 【建設農水部】	土木班（土木課）、建築住宅班（建築住宅課） 農林水産班（農林水産課） 建設農水対策予備班（都市計画課）
教育対策部 【教育委員会事務局】	文教班（学校教育課、教育振興課、生涯学習課）
議会対策部 【議会事務局】	議会対策班（議会事務局）
上下水道対策部 【企業局】	上下水道班（企業局総務課、企業局建設課）
出納対策部 【会計課】	会計班（会計課）
病院対策部 【有明医療センター】	[病院事業]
消防対策部	[荒尾消防署、荒尾市消防団（防災安全課）]

※1 対応班の編成

① 物資管理班：備蓄品等の避難所への輸送・配布及び備蓄倉庫等における物資の受入れ・管理等

② 情報整理班：災害対策本部班において、被害状況等の整理

※2 P T（プロジェクトチーム）の編成

① 被災者支援P T：被災者の支援事業にかかる業務

② 避難所対応P T：長期化した場合の対応業務

その他、上記にかかわらず必要に応じて編成する。

○各対策部の事務分掌

部	班名	所掌事務
	災害対策本部 班	・ 防災会議及び関係機関との連携に関すること ・ 本部会議の開催及び本部の庶務に関すること ・ 災害調書の作成及び報告に関すること ・ 災害情報のとりまとめに関すること ・ 各班への連絡・調整に関すること ・ 避難所運営の総括に関すること ・ 警報等の発令に関すること ・ 物流拠点の開設に関すること ・ 義援品、慰問品等支援物資の受付・保管に関すること ・ 本部長が特に命じたこと ・ その他、他部に属しないこと
	予備班	災害対策本部班の所掌業務への支援に関すること
	対応班	災害の状況等に応じ、各課から要員を要請し編成
総務対策部	秘書班	・ 秘書に関すること
	広報班	・ 広報に関すること
	情報班	・ 庁内ネットワークに関すること ・ 基幹系システム等の運用に関すること
	総務班	・ 職員の動員配置及び勤務に関すること ・ 人的支援に係る応援要請及び受け入れ・管理に関すること ・ 行政協力員からの情報収集に関すること ・ 関係機関、行政協力員に対する協力に関すること ・ その他必要な災害事務に関すること
	財政班	・ 災害に伴う財政措置全般に関すること ・ 庁舎の被害対策及び調査・管理に関すること ・ 非常用電源の管理及び燃料に関すること ・ 本部の予算計画及び応急復旧の資金調達に関すること ・ 公用車の管理及び職員の輸送に関すること (公用車による支援物資輸送を含む。) ・ 物流拠点の運営(受付、配分、保管)に関すること ・ 救援物資全般(業務資源を含む)の調達・収集、保管に関すること
	予備班	総務対策部所掌業務への支援に関すること
地域振興対策部	商工班	・ 中小企業者に対する事業継続支援に関すること ・ 商工業者の被害調査に関すること
	観光文化 班	・ 文化財の災害対策及び被害調査に関すること ・ 観光施設等の被害調査に関すること
	予備班	・ 地域振興対策部所掌業務への支援に関すること ・ 被災宅地危険度判定に関すること

部	班名	所掌事務
市民 環境 対策部	地区 調査班	・各種証明書等発行に係る家屋の被害及び家族の状況調査に関する事 ・被災納税者の減免に関する事 ・罹災証明書及び被災証明書の交付に関する事
	環境 保全班	・防疫に関する事 ・し尿処理に関する事 ・塵芥処理に関する事 ・死体の埋火葬に関する事 ・その他環境保全に関する事
保健 福祉 対策部	福祉班	・災害救助法に基づく事務処理に関する事 ※個別の対策に関する事は、各所管課にて対応を行う。 ・避難行動要支援者等の安否確認に関する事 ・社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事 ・福祉避難所開設・運営に関する事 ・社会福祉協議会との連絡・調整に関する事 ・見舞金、災害弔慰金の支給及び義援金品の配分に関する事
	衛生班	・医療施設の被害調査に関する事 ・医療機関及び保健機関との連絡調整に関する事 ・災害時の避難地（避難所含む。）における健康管理に関する事 ・その他被災者等の衛生に関する事
	予備班	・保健福祉対策部所掌事務への支援に関する事
建設 農水 対策部	土木班	・災害応急復旧に資する資機材及び職員の輸送に関する事 ・公共土木施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・災害対策関係の労働力の確保及び供給に関する事 ・公共土木施設の応急対策に関する事 ・その他公共土木に関する事
	建築住宅 班	・公共建物等の応急対策及び復旧計画に関する事 ・応急仮設住宅の建設及び入居に関する事（みなしも含む。） ・被災建築物の応急危険度判定に関する事 ・その他建設関係に関する事
	農林水産 班	・農作物の災害対策及び被害調査に関する事 ・農地及び農業施設の災害対策及び被害調査に関する事 ・家畜及び畜産施設の災害対策及び被害調査に関する事 ・林産物及び林産施設の災害対策及び被害調査に関する事 ・農林業者に対する災害金融に関する事 ・被災水産業者の被害調査及び応急対策に関する事 ・漁港の被害調査に関する事 ・その他農林水産に関する事
	予備班	・建設農水対策部所掌事務への支援に関する事

対策部	班名	所掌事務
教育 対策部	文教班	・ 応急教育に関すること ・ 教材、学用品等の調達、配給に関すること ・ 教育施設の災害対策に関すること ・ 教育施設の被害調査に関すること ・ 児童生徒の避難及び人的被害に関すること ・ 市立小・中学校の教職員の被害に関すること
議会 対策部	議会对策 班	・ 議会に関すること
上下水 道対策 部	上下水道 班	・ 水道施設の災害調査、応急処置に関すること ・ 水道施設の復旧計画に関すること ・ 応急水利・飲料水の確保、供給に関すること ・ その他水道関係に必要なこと ・ 公共下水道の災害対策、被害調査、応急対策に関すること(⇒P150)
出納 対策部	会計班	・ 災害対策費の出納に関すること ・ 義援金等の受付、保管及び出納に関すること(⇒P181)

4. 災害対策本部等における会議

(1) 平時～災害警戒本部開設時

災害対策本部への移行や災害対策等に関して、状況の報告又は、市長の判断（意思決定）を仰ぐ場合に実施する。

(2) 災害対策本部開設時

担当者レベルの会議から本部長の意思決定の場である本部会議まで、協議事項に応じて状況に即した会議を実施する。

【本部会議の実施基準】

本部会議の 開催時期	○災害対策本部設置後 ○その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の 構成	○本部長（市長） ○副本部長（副市長） ○本部員 教育長、企業管理者、病院事務部長、総務部長、地域振興部長、市民環境部長、保健福祉部長、建設農水部長、議会事務局長、荒尾消防署長 ※ 上記を基準とするも災害の状況や被害の程度等に応じて、関係機関等から代表者を招致する。
報告事項	○各部の配備体制 ○緊急措置事項
協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること ○避難指示等及び避難区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害の指定に関すること

	○住民向け緊急声明に関する事 ○応急対策に関する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事
--	---

その他は、「災害対策本部等における会議の種類（基準）」による。

第3節 災害時の対応

災害の発生又は、災害発生のおそれがある場合は、速やかに体制を整え、適切に対応する。

1. 災害対応

(1) 地震（津波）災害時の対応体制

震度4以上の地震及びそれに伴う津波による災害を対象とする。細部は、別表1による。

(2) 風水害災害時の対応体制

台風及び大雨による災害を対象とする。細部は、別表2による。

(3) 局所型災害時の対応体制

雷や土砂崩れなど上記以外の災害により、限定された地域に発生した災害を対象とする。細部は、別表3による。

2. 用語の定義

- (1) 「関係機関」：災害時に情報を逐一連絡し、共有する必要がある機関であり、玉名地域振興局（県）、荒尾警察署、荒尾消防署をいう。
- (2) 「関係部署」：災害時に迅速かつ的確な対応をするために、災害対応や復旧のための出動及び対応が必要となりうる市役所の各課であり、道路管理者である土木班（土木課）をはじめ、主に建設農水対策部を指す。
- (3) 「避難指示等」：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。
- (4) 「災害対策本部等」：災害警戒活動、災害警戒本部、災害対策本部（第一から第三配備）をいう。

【地震（津波）災害時の対応体制】

別表 1

	震度 4	震度 5 弱又は 5 強	震度 6 弱又は 6 強	津波警報が発表された場合
初動対応	災害対策本部班（防災安全課）が本部参集			
災害対策本部（警戒本部）設置	① 災害対策本部又は、災害警戒本部の設置 ② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達	① 第一又は第二配備体制の設置 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告	① 第三配備体制の設置 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告	① 第一又は第二配備体制 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告 ⑥ 避難指示判断基準により、避難地域住民へ情報伝達 ⑦ 樋門等沿岸施設の運用（業務委託契約者と連携）
情報収集手段	・テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集 ・気象庁（熊本地方気象台） ・熊本県統合型防災情報システム			
情報収伝達手段	・愛情ねっと ・コミュニティFM『FMたんと』：平成28年7月9日開局（災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」） ※その他、住民等への伝達手段を活用する。			
状況確認	・関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握 ・災害対策本部班（防災安全課）での情報の集約			
情報共有	・関係機関及び関係部署への被害状況報告 ・熊本県災害対策本部への被害状況報告			
出動・応援要請	被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出動又は、応援を要請する。 ・消防団の招集（消防団長から連絡・招集） ・熊本県及び自衛隊等への応援要請 ・災害緊急対応（救出救護など）のためのSAR（Search And Rescue）チームの結成 ・応急復旧のための関係機関及び関係部署の出動			
災害対策本部開催	災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に留意する。			
報道発表	・対応窓口の一本化 ・正確、迅速な情報発信 ・適切なマスコミ対応			
避難所運営	避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。			
支援物資災害ボランティアへの対応	・支援物資受入れ対応及び避難者（所）への配布計画 ・災害ボランティア活動の受入れ及び連携			
災害復旧	災害復旧計画による			

【風水害災害時の対応体制】

別表 2

	注意報	注意報発表から警報発表へ切り替わった場合
各種注意報・警報に応じた体制	防災安全課及び関係部署、災害対策本部員等は注意報が警報に切り替わった場合に迅速に対応するため、いつでも連絡がとれる災害警戒活動を基準とした体制を整えておく。	災害対策本部班（防災安全課）は、状況に応じ、以下の行動を実施する。 ① 災害警戒本部又は、災害対策本部の設置 ② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達 ③ 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ④ 関係部署招集 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告
情報収集手段	・ テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集	・ 熊本県統合型防災情報システム ・ 気象庁（熊本地方気象台）
情報伝達手段	・ 愛情ねっと ・ コミュニティFM『FMたんと』：平成28年7月9日開局（災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」）※その他、住民等への伝達手段を活用する。	
状況確認	・ 関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握 ・ 災害対策本部班（防災安全課）において情報集約	
情報共有	・ 関係機関及び関係部署への被害状況報告 ・ 熊本県災害対策本部への被害状況報告	
出動・応援要請	被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出動又は、応援を要請する。 ・ 消防団の招集（消防団長から連絡・招集） ・ 熊本県及び自衛隊等への応援要請 ・ 災害緊急対応（救出救護など）のためのSAR（Search And Rescue）チームの結成 ・ 応急復旧のための関係機関及び関係部署の出動	
災害対策本部開催	災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に着意する。	
報道発表	・ 対応窓口の一本化 ・ 正確、迅速な情報発信 ・ 適切なマスコミ対応	
避難所運営等	・ 自主避難所の開設 災害見積りに応じ、第1次指定避難所を基準として、職員を派遣し開設（荒尾市役所は常時受入体制） ・ 避難所の開設 被害拡大のおそれがある場合又は、避難勧告等の発令された場合は、必要に応じ、指定避難所を開設する。この際、行政協力員や自主防災組織、愛情ねっと、コミュニティFM、広報車等あらゆる手段により住民に伝達する。 ・ 避難所の運営 避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。	
支援物資災害ボランティアへの対応	・ 支援物資受入れ対応及び避難者（所）への配布計画 ・ 災害ボランティア活動の受入れ及び連携	
災害復旧	災害復旧計画による	

【局所型災害時の対応体制】

別表 3

災害対策本部 の設置	災害対策本部班（防災安全課）は、状況に応じ、以下の行動を実施する。 ① 災害の規模に応じ、災害対策本部等の設置 ② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達 ③ 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出勤等の要請 ④ 関係部署招集 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告
情報収集 手段	・ テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集 ・ 熊本県統合型防災情報システム ・ 気象庁（熊本地方気象台）
情報伝達 手段	・ 愛情ねっと ・ コミュニティFM『FMたんと』：平成28年7月9日開局（災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」）※その他、住民等への伝達手段を活用する。
状況確認	・ 関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握 ・ 災害対策本部班（防災安全課）において情報集約
情報共有	・ 関係機関及び関係部署への被害状況報告 ・ 熊本県災害対策本部への被害状況報告
出勤・ 応援要請	被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出動又は、応援を要請する。 ・ 消防団の招集（消防団長から連絡・招集） ・ 熊本県及び自衛隊等への応援要請 ・ 災害緊急対応（救出救護など）のためのSAR（Search And Rescue）チームの結成 ・ 応急復旧のための関係機関及び関係部署の出動
災害対策 本部開催	災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に着意する。
報道発表	・ 対応窓口の一本化 ・ 正確、迅速な情報発信 ・ 適切なマスコミ対応
避難所運営等	・ 自主避難所の開設 災害見積りに応じ、第1次指定避難所を基準として、職員を派遣し開設（荒尾市役所は常時受入体制） ・ 避難所の開設 被害拡大のおそれがある場合又は、避難勧告等の発令された場合は、必要に応じ、指定避難所を開設する。この際、行政協力員や自主防災組織、愛情ねっと、コミュニティFM、広報車等あらゆる手段により住民に伝達する。 ・ 避難所の運営 避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。
支援物資災害 ボランティアへの 対応	・ 支援物資受入れ対応及び避難者（所）への配布計画 ・ 災害ボランティア活動の受入れ及び連携
災害復旧	災害復旧計画による

第4節 動員計画

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1. 職員配備体制の整備

(1) 職員への周知徹底

防災関係機関及び市の各部課長等は、災害が発生するおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ着実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動し得るよう連絡網の整備及びマニュアルの作成・見直しを適時に行い、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう日頃の確認に努めるものとする。

(2) 情報収集

職員は、自ら積極的に気象情報等の収集に努めるとともに、熊本県防災情報メールサービスや安心安全情報ネットワークシステム「愛情ねっと」、荒尾市防災情報伝達システムにおける伝達手段の1つである「荒尾市防災アプリ」を、事前に各個人が所有する携帯電話に登録する等、災害情報の収集に留意する。

(3) 速やかな体制移行

大規模災害や局所型の災害など、配備体制を伝達するいとまがない場合、職員は速やかに自ら得た災害情報に基づき登庁し、各対策部の活動を実施し災害対策本部班との連携を図る。この際、各部署で定められたマニュアルに基づいた配備体制及び所掌事務を十分に把握し速やかに体制移行できるよう留意する。

2. 職員の配備体制

(1) 災害対策を迅速かつ強力に推進するために、荒尾市災害対策所掌配備体制に基づき、職員を配備する。

(2) 対策部長は災害対策要員のうちから配備に要する配備要員をあらかじめ選定しておき、本部が配置されたとき直ちに配備要員名簿を作成する。

3. 非常招集計画

(1) 勤務時間外又は職員の休日に災害発生のおそれ、又は災害が発生した場合は、体制移行の基準に基づき、速やかに登庁する。

災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部班長はその旨及び配備の規模を各対策部長に通知する。なお、宿日直は、住民等から災害発生の通報や避難に関する相談等を受けた場合は、速やかに防災安全課の防災担当者に通報する。

(2) 通知を受けた対策部長は、配備の規模により部内配備要員に対し指定の配備につくよう指示する。

(3) 指示を受けた配備要員は直ちに所定の配備につくものとする。

(4) 各対策部長は、配備要員の災害活動に対する危害防止に常に注意を払うものとする。

荒尾市災害対策所掌配備体制（班別）

対策部	班	所掌課	第一配備（班長）	第二配備 （第一配備を含む）	第三配備 （第二配備を含む）
（市民環境部）	災害対策本部班	防災安全課	（防災安全課長） 防災安全課全員		
	予備班	くらしいきいき課	（くらしいきいき課長）	地域協働係長 ふるさと創生係長 ※その他必要に応じた人員	全員
総務対策部	秘書班	秘書課	（秘書課長） 秘書課主査	秘書課全員	
	広報班	総合政策課	（広報統計係長）	広報統計係全員	
	情報班	総合政策課	（情報推進室長）	情報推進室全員	
	財政班	財政課 契約検査室	（財政課長） 公有財産管理室長 契約検査室長	財政係長	全員
	総務班	総務課	（総務課長） 人事厚生係長 行政管理係長 行政管理係員	総務課主幹 選挙係長 男女共同参画推進室長	全員
	総務対策予備班	総合政策課 文化企画課行革・DX推進係 人権啓発推進室	（総合政策課長）	政策推進室長 行革・DX推進係長 人権啓発推進室長	全員
地域振興対策部	商工班	産業振興課	（産業振興課長） 商工・企業誘致推進室長 観光推進室長 道の駅整備推進室長	商工・企業誘致推進室員 観光推進室員 各1名	全員
	観光文化班	観光文化交流課	（観光文化交流課長） 世界遺産・文化交流室員	世界遺産・文化交流室全員	全員
	地域振興対策予備班	スマートシティ推進室			全員
市民環境対策部	地区調査班	市民課 税務課 収納課	（市民課長） 税務課長 収納課長	市民課市民係長 市民課記録係長 市民課市民サービスセンター長 税務課税務係長 税務課市民税係長 税務課資産税係長 収納課徴収係長 収納課整理係長	全員
	環境保全班	環境保全課	（環境保全課長） 環境業務係長 環境企画調査係長	清掃事務所長 松ヶ浦環境センター所長 松ヶ浦環境センター所員	全員
保健福祉対策部	福祉班	福祉課 子育て支援課	（福祉課長） 子育て支援課長 福祉課総務係長 福祉課総務係員 子育て支援課保育幼稚園係長	福祉課保護係長 福祉課福祉係長 子育て支援課給付係長 福祉課参事	全員
	衛生班	すこやか未来課 保険介護課	（すこやか未来課長） 保険介護課長 保健センター次長（1）	すこやか未来課 保健センター次長（1） こども相談係長 保険介護課 高齢者医療係長 国保年金係長 介護保険係長 地域包括支援センター所長	全員
	保健福祉対策予備班	監査委員事務局	（監査委員事務局長） 監査委員事務局次長		全員

対策部	班	所掌課	第一配備（班長）	第二配備 （第一配備を含む）	第三配備 （第二配備を含む）
建設農水対策部	土木班	土木課	（土木課長） 維持管理係長 維持管理係員（2名）	事業係長 土木課員（4名）	全員
	建築住宅班	建築住宅課	（建築住宅課長） 住宅・空家対策係長 建築営繕係長	住宅・空家対策係員 建築営繕係員 全2名	全員
	農林水産班	農林水産課	（農林水産課長） 農政係長 耕地水産係長 耕地水産係員（2名）	農業委員会係長 農政係全員 耕地水産係全員 全11名	全員
	建設農水対策予備班	都市計画課	（都市計画課長） 計画係長	区画整理係長	全員
教育対策部	文教班	学校教育課 教育振興課 生涯学習課	（学校教育課長） 指導主事（3名） 教育振興課長 教育振興課教育政策係長 生涯学習課長 生涯学習課スポーツ推進係長 全8名	教育振興課学務係長 教育振興課学校給食センター係長 生涯学習課社会教育係長	全員
議会対策部	議会対策班	議会事務局	（議会事務局長） 議会事務局次長		全員
上下水道対策部	上下水道班	企業局総務課 企業局建設課	（企業局長） 企業局総務課長 企業局建設課長	企業局 総務課総務係長 総務課政策企画係長 建設課維持管理係長 建設課下水道建設係長 建設課維持管理係員 建設課下水道建設係員	全員
出納対策部	会計班	会計課	（会計管理者） 出納係長		全員
合 計			第一配備 72名 ※その他必要に応じた人員	第二配備（第一配備を含む） 151名 ※その他必要に応じた人員	第三配備 （第二配備を含む） 405名

第5節 応援要請・受入れ支援計画

市は、大規模災害時に、関係団体・機関等と連携し、災害応急活動が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を行い、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

その際、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう受援計画を策定する。

細部は、第33節「受援計画」による。

1. 県に対する応援要請

- (1) 市長は、市に係る災害が発生した場合において、必要に応じて県知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。

- (2) 「被災市町村応援職員確保システム」に基づく協力要請

県は、大規模災害発生時に、県内市町村による応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると認めるときは、総務省等と連携し、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」等に基づき、九州地方知事会幹事県を通じて、関係県に応援職員の派遣を依頼するものとする。

また、市は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）を通じて総務省に要請するものとする。

2. 他市町村に対する応援要請

市長は、市に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

3. 応援派遣要請

- (1) 協定に基づく応援派遣要請

ア 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定

市長は、災害が発生し、単独で十分な応急復旧ができない場合に、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成 15 年 7 月 23 日締結）」に基づき、県内他市町村長に対し応援を要請する。

イ 有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定

市長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定（平成 27 年 10 月 27 日締結）」に基づき、大牟田市・柳川市・みやま市・長洲町・南関町長に対し応援を要請する。

ウ 災害時応援協定を締結している団体等への要請

市は、大規模災害時等の発生により必要があると認めた場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

なお、市は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するものとする。

市が締結している災害時応援協定は、「関係資料編」に掲載のとおり。

(2) 自衛隊災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対して電話又は、口頭で依頼し、その後速やかに依頼分書を提出する。

また、通信の途絶等で県知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊に通知し、その後、所定の手続きを行う。

細部は、第 27 節 「自衛隊派遣要請計画」による。

(3) 関係機関の広域応援要請

消防、警察においては、それぞれ独自に整備している応援協定や緊急援助の体制を活用し、被災地所管のみでの対応が不可能な場合の体制を整える。

ア 消防関係

- ・ 熊本県市町村消防相互応援
- ・ 緊急消防援助隊

イ 警察関係

- ・ 広域緊急援助隊

(4) 指定地方行政機関等への要請

災害対策本部（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要があると認められるときは、必要に応じて指定地方行政機関もしくは指定公共機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職及び指定公共機関の職員の派遣について、災害対策基本法第 30 条の規定に基づく斡旋を求める。

(5) 関係部署における広域応援要請

市各部署における広域応援要請については、各部門で参画している関係機関への応援要請を行うとともに、日頃から連携をとり、迅速かつ的確な要請が行える体制を構築する。

4. ヘリサイン表示施設

大規模災害等、他県からの応援に迅速かつ的確に対応するため、「平成23年度熊本県防災拠点施設ヘリサイン表示事業」により、市内2カ所の公共施設にヘリサインの整備を行った。設置個所は下記のとおり。

市内位置	設置箇所
市北西部	荒尾市役所
市南東部	荒尾第四中学校

5. 応援の受入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

市は、応援受入れのための活動拠点施設、宿泊地、食料、資機材、滞在に必要な生活設備等の手配を行う。

(2) 自衛隊、警察、消防等広域応援部隊等の展開候補地

ア 荒尾市運動公園

野外音楽堂、サッカー場（子供専用）、アーチェリー場、中央駐車場、テニス場、ソフトボール球場、ゲートボール場、陸上競技場駐車場

イ あらおゆめタウンシティモール F 駐車場

ウ 細部の配置については、当時の状況による。

6. 応援の撤収要請

市長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

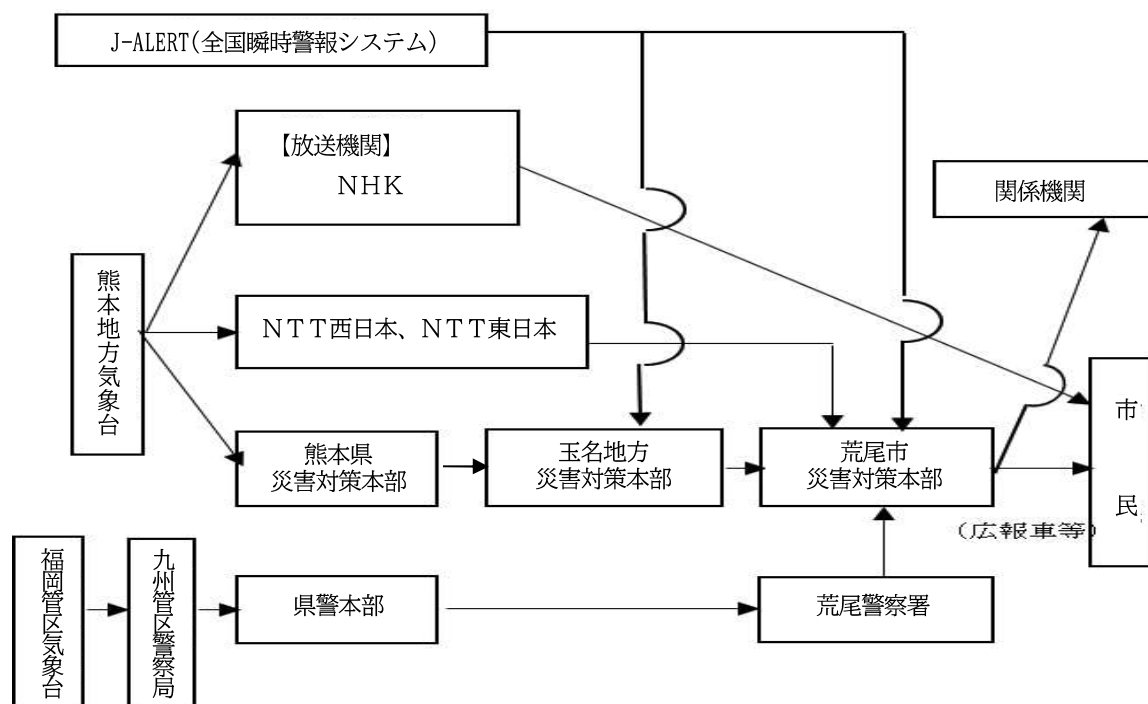
第6節 通信、情報計画

1. 通信計画

(1) 気象予警報等の伝達組織及び周知の方法

気象予警報等の伝達は次の通報組織により迅速確実に行うものとする。

住民等への伝達手段は、第8節「避難計画」別表2による。



(2) 警報等の発表、解除

気象、水防、火災警報の発表、解除は次の要領による。

ア 気象警報・注意報

熊本地方気象台が、市町村ごとに気象要素が基準に達すると予想した区域に対し発表する。

イ 水防警報

県河川については、河川管理者（県）が洪水時に水防団体の活動に対し発令する警報で、河川ごとに決められた水位観測所の水位により情報の種類を変更する。

ウ 火災警報

消防計画に定める発令基準に基づいて行う。

(3) 通信システムの構成

ア 防災情報伝達システム

携帯電話通信網（閉鎖系）を活用し、屋外スピーカーや戸別受信機、携帯電話・スマートフォン、パソコン等へ防災情報の伝達のための通信網を構成

イ 総合防災情報システム

インターネット回線を利用し、タブレット及びパソコンなどにより市内の災害現場や避難所、関係機関等との通信網を構成

ウ 熊本県情報共有システム

インターネット回線を利用し、パソコンやタブレットなどにより熊本県の災害対策本部と各市町村との通信網を構成

(4) 通信途絶における措置及び応急対策

有線通信が途絶したときは、警察、消防その他関係機関の保有する通信機材等を利用するとともに、市消防団に配備されている簡易無線機により通信、連絡の確保に努めるものとする。なお、有線通信の応急対策については「災害時優先電話」（防災安全課に設置）を活用し行う。

また、県が設置した防災無線施設により、非常災害時における通信機能を確保し、県内における国・県関係機関並びに県内各市町村間の迅速な情報の収集、交換を図り適切な災害対策を講ずるとともに、応援協定に基づき国土交通省九州地方整備局（窓口：菊池川河川事務所）と協力し、迅速な通信手段の確保を図る。

さらに、大規模災害時など被害が甚大な場合においては、衛星携帯電話、MC A等無線の貸し出しなどの利用ができる総務省九州総合通信局と連携し、使用可能な通信手段を活用する。

2. 情報計画

(1) 情報の収集・共有

ア 防災情報の収集・共有

総合防災情報システムや防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集や職員間との共有及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有を図るものとする。

このため、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は、県の非常災害対策本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

イ 被害状況等の把握・調査

(ア) 住民の通報、関係機関等からの情報及び現場確認等により被害状況等の把握に努める。この際、現場に派遣された職員は、タブレット端末を活用し、災害対策本部との迅速な情報共有に努める。

(イ) 関係部署等及び関係機関相互に連絡を密にし、調査脱漏、重複調査等のないように留意し、異なった被害状況については調整するものとする。

(ウ) リ災世帯、人員数等についての調査は現地調査のほか住民情報等と照合し、適確を期するものとする。

なお、住民情報等は、保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

ウ 避難状況の把握・報告

避難所を運営する職員は、タブレット端末を活用し、開設した時期や避難者数などを適時に入力して災害大祭本部と情報を共有する。

(2) 被害情報等の報告

ア 被害報告取扱責任者

市長は、関係機関へ被害報告が迅速かつ的確に処理できるよう、あらかじめ次の者を被害報告責任者として定めておくものとする。

第一順位 総務対策部長 第二順位 市民環境対策部長

イ 通報・報告

(ア) 市長（災害対策本部長）への報告

収集した各種防災情報や被害情報等は、防災安全課（災害対策本部班）がとりまとめ、会議等を通じて適時に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接、市長（災害対策本部長）及び被害報告取扱責任者に報告する。なお、勤務時間外に被害状況の報告があったときは、宿日直者が受領し、防災安全課を通じ、被害報告取扱責任者、又は市長に連絡するものとする。

(イ) 県等への通報・報告

市長（災害対策本部長）は、管内の確実な被害報告をとりまとめ、県その他の関係機関に通報、又は報告を行うものとする。なお、県への報告は、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

3. 被害の判定基準（熊本県地域防災計画【資料編】第4「被害報告」から抜粋）

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 症 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 症 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一部破損	全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非 住 家 の 被 害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。
り 災 者 等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。